

資料No. 2

酪農教育ファームファシリテーターの認証更新について（案）

平成25年3月27日
 社団法人 中央酪農会議
 酪農教育ファーム推進委員会

【酪農教育ファームファシリテーター数】

単位：人

	H24.4.1	H24.6.4	うち H24 認証更新者	うち H24 認証期限者		H24 新規認証	
	時点	時点※注1		d	H23 期限		H24 期限
	a	b	c	e	f	g	
ホクレン	82	78	10	8	0	8	10
東北	71	71	11	3	2	1	13
関東	135	135	23	16	2	14	19
北陸	43	40	3	4	3	1	2
東海	82	77	2	0	0	0	3
近畿	34	34	4	5	0	5	5
中国	28	25	2	3	2	1	2
四国	19	19	0	0	0	0	2
九州	58	57	19	3	0	3	4
沖縄	4	3	3	0	0	0	1
計	556	539	77	42	9	33	61

※注2

※注1：23年度認証失効者への通知日。

※注2：認証期限者（d）は異動・退職等による認証辞退者を含む。

1. ファシリテーターの認証更新状況

24年度に新規に認証されたのは61名（g）。

また、24年度に研修を受講して認証期間が更新されたファシリテーターは77名（c）。研修未受講者は42名（d）。うち、9名（e）が研修受講期限を1年延長したファシリテーター（本来の期限は23年度）、33名（f）は24年度に研修の受講が必要なファシリテーター。

2. 研修未受講者の対応に係る経緯

- (1) ファシリテーター認証規程では、「特段の理由によって、期間内に当該研修会を受講することができない場合は、酪農教育ファーム推進委員会が別に指示する指導を受ける」とある。この規程に則り、23年度は制度が運用されてから初めて当該ファシリテーターが現れた。よって、酪農教育ファーム推進委員会で、「当該ファシリテーターから『理由書』を提出してもらい、指定団体で審査し、最終的に酪農教育ファーム認証審査委員会で審査する」という手続きをとり、研修の受講期限を1年延長した。
- (2) 24年度については、「やむを得ない事情で研修未受講」のファシリテーターの扱いをどうするか、8月23日の指定団体・全国連実務責任者会議で協議を行った結果、「レポート提出」で研修受講に替えることとした。そこで、10月29日に開いた酪農教育ファーム推進委員会に諮ったところ、この方法は否決された。
- (3) 一方で、先般、2月21日に開催した指定団体担当者会議を開催した際、42名(d)の取り扱いをどうするか協議したところ、24年度研修受講期限者の33名(f)のうち、「やむを得ない事情で研修未受講」ファシリテーターの猶予措置を認めてほしいと意見があった。なお、「やむを得ない事情」とは、具体的に本人の妊娠・出産。
- (4) 自動車の運転免許更新で「特段の(やむを得ない)理由」と認められるのは「海外滞在と入院(妊娠・出産含む)」ということと指定団体担当者会議での意見を踏まえ、2月28日の指定団体・全国連実務責任者会議で協議した結果、以下のとおり意見が集約された。

24年度については、特にやむを得ない事情で研修未受講の場合について、受講期限を1年延長することを認めてはどうか。その際、受講期限1年延長者(e)に対しては、いかなる理由であっても、認証の更新は認めない。

3. 研修未受講者への対応について

これらの経緯を踏まえ、24年度については、「入院(妊娠・出産含む)により研修が受講できなかったファシリテーターのみ、受講期限を1年延長することを認める」こととしたい。なお、受講期限1年延長者については、理由の如何に関わらず、認証の更新は認めないこととする。

以上